

平成二十年二月

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の説明書

外務省

目次

ページ

一	概説	一
1	改正の成立経緯	一
2	改正の受諾の意義	一
3	改正の受諾により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	改正の内容	二
1	前文	二
2	設立	二
3	目的	二
4	活動	二
5	財政	二
三	改正の効力発生	三
四	改正の実施のための国内措置	三
(参 考)		四

一 概説

1 改正の成立経緯

(1) 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター（以下「センター」という。）を設立する協定（以下「協定」という。）は、福田赳夫総理（当時）がいわゆる「福田ドクトリン」を表明した昭和五十二年（千九百七十七年）八月のASEAN訪問の際に、同総理が表明したASEAN貿易観光展示場の設置を実現するために作成されたものであり、ASEAN構成国から我が国への輸出並びに我が国からASEAN構成国への投資及び観光を促進することを目的としている。我が国は、昭和五十六年（千九百八十一年）五月二十五日、協定を締結し、同日、協定は効力を生じた。センターの加盟国は、本年二月一日現在、我が国を含む十一箇国である。

(2) 平成十五年（二千三年）の日・ASEAN特別首脳会議において採択された日本ASEAN行動計画には、センターの機能を強化し、その活動範囲を拡大・深化するために、センターの改革のための協議を開始することが明記されており、平成十六年（二十四年）の日・ASEAN首脳会議の際に小泉総理（当時）からの提案を受けて設立された「センター改革のための賢人会議」が、平成十八年（二千六年）四月に最終報告書を提出した。平成十九年（二千七年）一月の日・ASEAN首脳会議の議長声明においても、当該報告書を受け、センターの改革に着手することが明記された。

(3) 平成十九年（二千七年）三月、我が国が賢人会議の最終報告書の提言を踏まえて作成した協定の改正案がASEAN構成国に提示された。協議を重ねた結果、すべての加盟国の賛同を得て、平成十九年（二千七年）十一月二十日にセンター理事会において、この改正が採択された。

2 改正の受諾の意義

この改正は、センターの機能強化のための改正について定めるものである。我が国がこの改正を受諾することは、日ASEAN間の戦略的パートナーシップを構築し経済・友好関係を促進するとの見地から有意義であると認められる。

3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

この改正の受諾により新たな措置をとる義務は生じない。

4 早期国会承認が求められる理由

この改正が発効するためには、すべての加盟国の受諾が必要であり、また、日ASEAN間の戦略的パートナーシップを構築し経済・友好関係を一層促進するためには、この改正を早期に受諾することが望ましい。

二 改正の内容

この改正の概要は、次のとおりである。

1 前文(第二段落)

日本国とASEAN構成国との間の一層深いかつ広範な戦略的な連携を構築するため、現行協定の貿易、投資及び観光の促進に加え、人物交流を促進することの重要性に言及する。

2 設立(第一条)

センターの目的に人物交流の促進を加える。

3 目的(第二条)

センターが目的とする対象となる分野において、投資及び観光を双方向で促進すること(貿易については、従来のASEAN構成国から日本国への一方向による貿易の促進を維持すること)及び人物交流の拡大を加える。

4 活動(第三条)

- (1) 第三条(1)、(3)及び(4)につき、投資及び観光の促進のための活動を双方向で行い、活動の対象となる分野に人物交流を加える。
- (2) 第三条(5)、(6)、(7)及び(8)につき、活動の対象となる分野に人物交流を加える。
- (3) 第三条(9)につき、相互理解を促進するための青少年の交流事業を行う。
- (4) 現行協定の第三条(9)を(10)とする。

5 財政(第十条)

センターの年次予算の負担の割合を、日本国について八十七・五パーセント、ASEAN構成国について十二・五パーセントとする。

三 改正の効力発生

この改正は、すべての加盟国の受諾を必要とし、すべての加盟国が寄託者である日本政府及び東南アジア諸国連合中央事務局に受諾書を寄託した日に効力を生ずる。

四 改正の実施のための国内措置

この改正の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成十九年十一月二十日 採択
- 2 効力発生 平成二十年二月一日現在 未発効(すべての加盟国の受諾を必要とし、すべての加盟国が寄託者である日本国政府及び東南アジア諸国連合中央事務局に受諾書を寄託した日に効力を生ずる。)
- 3 受諾国 平成二十年二月一日現在 一箇国
シンガポール